

ブログ毎日更新中 www.takamaro.jp



たかまる通信

第29号

2018.6.26

討議資料

■発行/福岡たかまる後援会 TEL0952-20-0111



望まない受動喫煙の防止を図るための「健康増進法の一部を改正する法律案」が審議されています。

受動喫煙とは、喫煙をする際に発生するたばこの煙を吸ってしまうことにより生じるもので、厚生労働省によると、その受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの疾患に罹患するリスクが高まり、年間一万五千人がその受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずすんだと推計されています。受動喫煙対策については、2003年に受動喫煙の防止に関する努力義務を定めた健康増進法が施行され、自主的な取組が進むことによって、一定の効果は得られてきましたが、現在でも飲食店や遊技場、職場では未だに多くの方が受動喫煙を経験している状況が続いています。こうしたなか、厚生労働省が中心となり、受動喫煙の防止に関する議論を進めてきました。

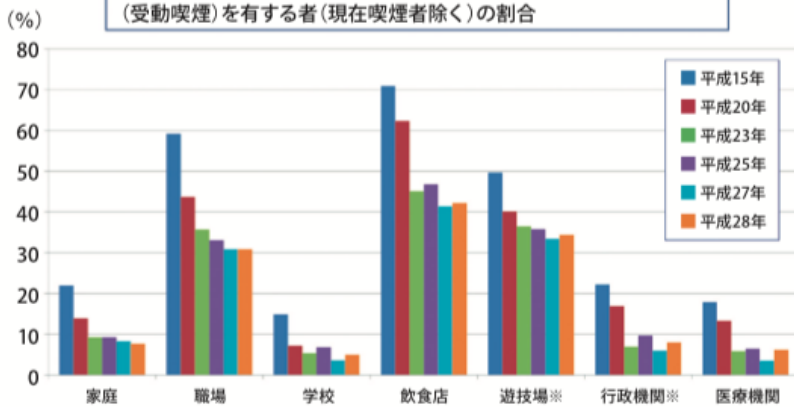
昨年3月に厚生労働省が案を公表したものの、関係者との調整が難航し、規制対象とする飲食店の範囲などを巡って合意に至り

ませんでした。その後、厚生労働省は、関係者と調整を再度行い、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等については特に配慮が必要」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」といった基本的な考え方を示した新しい案を本年1月に公表しました。

その後、本年2月に自民党においてこの新しい案を審査した際には、受動喫煙防止対策

受動喫煙の状況

過去1か月間に、自分以外の方が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者除く)の割合

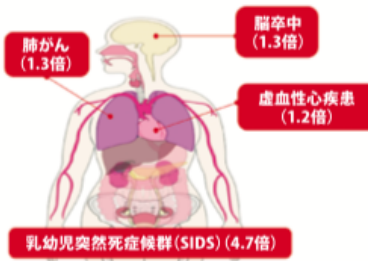


- 職場、飲食店においては、漸減傾向にあるものの、非喫煙者の4割近くが受動喫煙にあっている。
 - 行政機関、医療機関においては、非喫煙者の1割近くが受動喫煙にあっている。
- ※遊技場：ゲームセンター、パチンコ、競馬場など ※行政機関：市役所、町村役場、公民館など
(参照)平成28年 国民健康・栄養調査

受動喫煙による健康影響について

- 受動喫煙によってリスクが高まる病気[※]には**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)**がある。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。
※因果関係を推定する証拠が十分(確実)な病気

受動喫煙によってリスクが高まる病気



出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群(SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

派・分煙派各々から、「一部の飲食店について規制の経過措置を設けること」や「加熱式たばこについて健康影響が明らかでないにもかかわらず規制対象にすること」といった点を中心に白熱した議論が行なわれましたが、最終的には受動喫煙対策を一步でも前に進めることが大事だということでも多くの議員の認識が一致し、厚生労働省が示した新しい案について了承されました。

新しい案の内容は、全ての施設について原則屋内禁煙とした上で、施設の類型ごとに喫煙所を設ける場合のルールを設定するものです。具体的には、子どもや患者等、受動喫煙による健康影響が大きい方が主たる利用者となる学校や病院等、行政機関については敷地内禁煙とし、その他の施設については原則屋内禁煙とし、喫煙専用室内でのみ喫煙が可能となります。ただし、既存の飲食店のうち、個人または資本金(または出資の総額)5000万円以下の企業であって、かつ、客席面積100㎡以下の飲食店については、別に法律で定める日までの間、標識の掲示により喫煙できます。最近流行している加熱式たばこについては、ニコチン等の有害物質が含まれていることは明らかにされているものの、販売されて間もないこともあり、現時点においては、その受動喫煙による将来的な健康影響については不明であることから、当分の間、煙の流出防止措置がとられた喫煙室において喫煙を可能とし、この部屋の中では飲食等も行うことができるとしています。また、全ての施設において、喫煙をすることができる場所には、20歳未満の者を立ち入らせなくてはならないとしており、20歳未満の者は受動喫煙から守ります。飲食店に対する規制に

基本的な考え方の案 (平成29年3月1日)

【原則屋内禁煙と喫煙所を設ける場合のルール】

施設の類型	健康増進法の一部を改正する法律案	
学校・病院・児童福祉施設等 行政機関	敷地内禁煙 ^(※1)	当分の間
上記以外の多数の者が利用する施設(事務所、ホテル、運動施設等)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	<p>【加熱式たばこ^(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内でのみ喫煙可)</p> <p>別に法律で定める日までの間</p> <p>既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下^(※3))かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可</p>

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
- ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
- ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
- 注:喫煙することができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
- 注:公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。
- 注:加熱式たばこについては、法施行時までには規制の対象とするかどうかを判断。

についても、事業継続性を考慮した、実効性のある中身となっています。この望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部を改正する法律によつ

て望まない受動喫煙が防止されるよう、関係者、国民のみなさまが納得できる環境づくりに努めていきたいと思えます。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案」が成立。

近年、文化芸術の分野において、「オール・ブリュット(生の芸術)」等の呼称で、専門的な教育に基づかず、人々が本来有する創造性が発揮された作品が注目されています。既成の概念にとらわれないこれらの作品の中心は障害者によるものであり、とりわけ、我が国の障害者による作品は、国際的にも高い評価を得ています。また、平成32年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者による文化芸術活動の推進に関する気運を高めていくことが重要です。

会長を務めている「共生社会の実現を目指す障害者の芸術文化振興議員連盟」で「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案」をとりまとめ、参議院に議員立法として提出しました。

以上を踏まえ、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、私が副

本法律案では、基本理念として、障害者による文化芸術活動を推進するに当たっては、文化芸術の鑑賞等を含め障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること等を旨として行われなければならないとしています。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本計画を定めるとともに、必要な財政上の措置等を講じ、さらに、基本的施策として、国と地方公共団体が必要な施策を講ずるものとしています。



参議院文教科学委員会にて答弁

以上を踏まえ、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、私が副

本法律案は、4月18日に参議院本会議で、6月7日に衆議院本会議で、それぞれ全会一致をもって可決され、成立しました。本法により、障害者による文化芸術活動の一層の推進が期待されます。



たかまろう佐賀女性の会交流会



武雄市新庁舎落成式



佐賀県農業会議の方々との面談

たかまるサポーターを募集しています!

政治とカネの問題が取りざたされる中、私の事務所でも経費節減に努めています。それでも、政治活動にはお金がかかります。そんな私の政治活動をサポートしていただけの方を募集しています。年間で1口2千円から(千円単位)お願いさせていただいています。皆様の温かいお気持ちで、福岡たかまるを育ててください。お力添えをよろしくお願いいたします。

福岡たかまる事務所



【佐賀事務所】
〒840-0826 佐賀県佐賀市白山一丁目4-18
TEL0952-20-0111
FAX0952-20-0666

【国会事務所】
〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館919号室

TEL03-6550-0919
FAX03-6551-0919

郵便振込

口座記名番号：01700-2-76522

口座名義：たかまろう 21

※専用の振込用紙も用意しています。事務所に一報頂ければお届けします。

ブログ毎日更新中 www.takamaro.jp

Facebook www.facebook.com/takamaro.fukuoka